外国人の選挙活動の禁止を求める請願

請願の目的 **～日本の政治の独立性維持のため**

選挙活動は、選挙権のある国民有権者にだけ認められています。本来、外国人には選挙活動は認められません。
しかし、法律が不備なために、はっきりした禁止の規定がないために、たとえば外国人の団体の選挙活動が、見過ごされてきました。こうした現状を改めるために、外国人の選挙活動の禁止を、法律に定めることが必要となっています。

政治的独立のため **～政治が外国から影響を受けないため**

外国人が、特定の立候補者の選挙を応援すれば、国の政治が外国によって左右されてしまいます。実際に、外国人の団体が、全国で候補者のポスター張りなどの支援活動を活発に行っていた事例があります。
これを放置すれば、例えば基地問題が争点とする市長選挙に、基地を排除したい他国を祖国とする外国人が、基地反対の立候補者を応援して政治を左右することも考えられます。

政治資金規正法との整合性 **～政治が外国から影響を受けないため**

政治資金規正法では、外国人から政治活動の寄付を受けることが規制されています。これは政治や選挙が、外国人によって影響を受けることを防止するためです。
同じように、公職選挙法も外国人の選挙活動を禁止して、整合性を保つことが必要です。

公職選挙法との整合性 **～選挙権がない者は、選挙活動が禁止されている**

公職選挙法では、選挙権がない未成年者や公民権停止の者の選挙活動を禁止しています。
同じように、選挙権のない外国人にも、これが当てはまります。
同じように、公職選挙法も外国人の選挙活動を禁止して、整合性を保つことが必要です。

「参政権は民団への公約」赤松農水相が公言　選挙で支援認める？

平成２１年夏の衆院選当時の民主党選挙対策委員長だった赤松広隆農水相は、平成２２年１月１２日、都内のホテルで開かれた在日本大韓民国民団中央本部（民団、鄭進団長）の新年パーティーであいさつし、民団による衆院選での民主党支援に「心から感謝申し上げる」と表明。 そのうえで民団の支援は、外国人地方参政権獲得のためで、永住外国人への地方参政権（選挙権）法案の成立は 民団への公約だと強調した。
民主党幹部が、参政権を条件に民団から組織的な選挙支援を受けたことを認めたのは初めて。赤松氏は「鄭進団長をはじめ民団の皆さまには昨年、特にお世話になった。 投票はしてもらえないが全国各地でいろんな形でご支援いただき、３０８議席、政権交代につながった」と語った。

外国人による選挙活動が盛んに行われ、我が国の政治的意思決定に影響を及ぼしている現状がある。

紹介議員一覧

国会法に基づく請願であり、紹介議員が必要となります。

稲田朋美　（福井県第３選挙区　衆議院議員）
北村茂男
西田昌司
松村よしのぶ（熊本県選挙区　参議院議員）

完成後、紹介議員確認。まだ使用できません。

174国会

請　願　事　項

日本の政治は、国民が自らが判断し決めるべきことです。外国や外国人から、選挙を通じて政治を左右されることがあってはいけません。
政治が外国の影響を受けることを防ぐため、公職選挙法に外国人の選挙活動の禁止規定、及び罰則を設けることを求めます。

①公職選挙法を改正し、外国人の選挙活動を禁止すること。
②上記に違反した場合の罰則規定を設けること
③罰則には当選無効も含めること

衆議院議長 殿　参議院議長 殿

氏名	住所

完成後、紹介議員確認。まだ使用できません。

草案完成　2008/08/26

署名簿は自筆・ボールペンで記入してください。未成年・外国籍の方も請願可能です。

請願書送付先
〒862-0911
熊本県熊本市健軍1-37-6
木原稔事務所（請願書在中）

※ 署名簿は大切な個人情報です。代表して集めた方・団体は取り扱いに注意してください。また署名簿は目的以外には使用できません。
記入済みの署名簿は、「請願書在中」と書き郵送にて送付してください。
（お手数ですが切手を貼って投函願います）

※ 追加で請願書が必要な場合は、下記URLよりダウンロードできます。進捗報告・詳細説明も兼ねています。
その他にも国民の利益を考えた請願を掲示しており、議論・提案も可能です。是非アクセスしてみてください。

SNS-FreeJapan
政治を語る国民の集い
http://sns-freejapan.jp/

子供達の将来に、不要な重みを背負わせないために！
ご賛同いただけるかたの署名をお願い致します。

製作・著作　㈱カウンターカルチャー　㈹小坪慎也
SNS-Free Japan 請願部 企画四課